

改 正 案	現 行
<p>（自己資本の額に加える調整）</p> <p>第四条の三 規則第七十三条第二項に規定する法第五十六条第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額は、基本的項目の額（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第四号。以下「基準告示」という。）第十七条第一項に規定する基本的項目の額をいう。次項において同じ。）及び補完的項目の額（基準告示第十八条第一項に規定する補完的項目の額をいう。次項において同じ。）の合計額とする。</p> <p>2 前項の補完的項目の額の算定に当たっては、基準告示第十八条第一項第一号に掲げる額は考慮しないものとし、その場合の補完的項目の額は基本的項目の額を上限とする。</p> <p>3 農林中央金庫が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営む場合には、第一項の自己資本の額に特別留保金及び債権償却準備金の額を含むものとする。</p> <p>（連結自己資本の額に加える調整）</p> <p>第四条の五 規則第七十六条第四項に規定する法第五十六条第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額（以下この条において「調整連結自己資本額」という。）は、基本的項目の額（基準告示第五条第一項に規定する基本的項目の額をいう。以下この条において同じ。）及び補完的項目の額（基準告示第六条第一項に規定する補完的項目の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額とする。</p>	<p>（自己資本の額に加える調整）</p> <p>第四条の三 規則第七十三条第二項に規定する法第五十六条第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額は、基本的項目の額（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十三年十二月二十一日金融庁・農林水産省告示第十五号。以下「基準告示」という。）第十五条第一項に規定する基本的項目の額をいう。次項において同じ。）及び補完的項目の額（基準告示第十六条第一項に規定する補完的項目の額をいう。次項において同じ。）の合計額とする。</p> <p>2 前項の補完的項目の額の算定に当たっては、基準告示第十六条第一項第一号に掲げる額は考慮しないものとし、その場合の補完的項目の額は基本的項目の額を上限とする。</p> <p>3 農林中央金庫が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営む場合には、第一項の自己資本の額に特別留保金及び債権償却準備金の額を含むものとする。</p> <p>（連結自己資本の額に加える調整）</p> <p>第四条の五 規則第七十六条第四項に規定する法第五十六条第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額（以下この条において「調整連結自己資本額」という。）は、基本的項目の額（基準告示第四条第一項に規定する基本的項目の額をいう。以下この条において同じ。）及び補完的項目の額（基準告示第五条第一項に規定する補完的項目の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額とする。</p>

- 2 農林中央金庫が関連法人等（農林中央金庫法施行令（以下「令」という。）第八条第三項に規定する関連法人等をいう。以下この条において同じ。）を有する場合には、調整連結自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連法人等の基本的項目の額に相当する額（第四項において「関連会社の基本的項目の額」という。）及び補完的項目の額に相当する額（第四項において「関連会社の補完的項目の額」という。）の合計額を加えたものとする。
- 3 前二項の補完的項目の額の算定に当たっては、基準告示第六条第一項第一号に掲げる額は考慮しないものとし、その場合の補完的項目の額は基本的項目の額を超えない額とする。
- 4 前項の規定は、関連会社の基本的項目の額と関連会社の補完的項目の額の算定について準用する。
- 5 農林中央金庫又は農林中央金庫の子会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営む場合には、第一項又は第二項の調整連結自己資本額に当該信託業務を営む農林中央金庫又は農林中央金庫の子会社等の特別留保金及び債権償却準備金の額を含むものとする。

（削る）

（削る）

- 2 農林中央金庫が関連法人等（農林中央金庫法施行令（以下「令」という。）第八条第三項に規定する関連法人等をいう。以下この条において同じ。）を有する場合には、調整連結自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連法人等の基本的項目の額に相当する額（第四項において「関連会社の基本的項目の額」という。）及び補完的項目の額に相当する額（第四項において「関連会社の補完的項目の額」という。）の合計額を加えたものとする。
- 3 前二項の補完的項目の額の算定に当たっては、基準告示第五条第一項第一号に掲げる額は考慮しないものとし、その場合の補完的項目の額は基本的項目の額を超えない額とする。
- 4 前項の規定は、関連会社の基本的項目の額と関連会社の補完的項目の額の算定について準用する。
- 5 農林中央金庫又は農林中央金庫の子会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営む場合には、第一項又は第二項の調整連結自己資本額に当該信託業務を営む農林中央金庫又は農林中央金庫の子会社等の特別留保金及び債権償却準備金の額を含むものとする。

（自己資本に含まれる細目）

第十五条の二 規則第一百十二条第五号二の農林水産大臣及び金融庁長官の定める細目は、基準告示第十五条第一項に規定する基本的項目に係る細目とする。

第十五条の三 規則第一百三十三条第三号八の農林水産大臣及び金融庁長官の定める細目は、基準告示第四条第一項に規定する基本的項目に係る細目とする。